

第 7 6 6 回むつ市教育委員会会議 会議録

1	開会及び閉会に関する事項	令和6年5月30日(木) 13:00 ~ 13:40 むつ市役所本庁舎 第3会議室	
2	出席委員及び欠席委員の氏名	【出席】 教 育 長 阿 部 謙 一 委 員 田 中 志 昌 委 員 納 谷 順 子 委 員 黒 木 和 之 委 員 長 岡 俊 成	
3	説明のために出席した者の職及び氏名	教育部長 福山洋司 デジタル教育指導監 澁田健太 副理事生涯学習課長 横山拓子 副理事中央公民館長 櫻井 忍 大畑公民館長 山崎憲一 図書館長 澤田修一 【事務局】 総務課主幹 高杉俊郎	施設整備技術監 畑中 渉 総務課長 畑中俊彦 副理事学校教育課長 石川禎大 川内公民館長 須藤昌弘 脇野沢公民館総括主幹 高松英浩 総務課主任主査 遠島 敬
4	委員又は教育長等の報告	なし	
5	議題及び議事に関する事項	<p>教育長 それでは、ただいまから「第766回むつ市教育委員会会議」を開会いたします。会議録の署名についてであります。今回は納谷委員にお願いいたします。本日は、事務局からの議案が3件、報告事項が2件となっております。それでは、議事に入ります。</p> <p>●議案第1号 「令和6年度むつ市一般会計補正予算について」(総務課)</p> <p>教育長 まず、議案第1号「令和6年度むつ市一般会計補正予算について」、事務局からの説明を求めます。</p> <p>総務課長 (説明)</p> <p>教育長 ただいま、事務局より説明がありましたが、本件についてご質問などはありませ</p>	

	<p>んでしょうか。</p>
納谷委員	<p>委任状が必要とのことですが、新学期の様々な書類と同じタイミングで出すことになるのでしょうか。</p>
総務課長	<p>今年度は10月開始なので別ですが、基本的には同じようなかたちになります。</p>
福山部長	<p>1点、補足で説明をさせていただきます。県で、学校給食費無償化ということで補助金がでますが、県の平均単価での補助となります。むつ市は平均より高いので、不足分は市で予算を出して完全無償化を実現させます。</p>
教育長	<p>その他はないようですので、議案第1号は、原案のとおり可決することとしてよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
教育長	<p>それでは、ご異議がございませんので、議案第1号は、原案のとおり可決することといたします。</p>
	<p>●議案第2号 「令和6年度むつ市一般会計補正予算について」(学校教育課)</p>
教育長	<p>次に、議案第2号、同様に「令和6年度むつ市一般会計補正予算について」、事務局からの説明を求めます。</p>
学校教育課長	<p>(説明)</p>
教育長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、本件についてご質問などはありませんでしょうか。</p>
長岡委員	<p>大型提示装置は、昔で言う OHP のようなものか、それとも大型のモニターなのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>大型のテレビで地上波等を受信する機能がないものになります。子どもたちタブレットと連携させたり、教員が自作したパワーポイントを投影させたり、また、子どもたちの作品を実物投影機を使って映したり、先生が教卓で行っている作業を映すことができます。</p> <p>昨年度は、三田小と関根中にそれぞれ1台ずつ、検証として設置しており、非常に効果があるという声をいただいていたので、今年度の整備に繋がりました。</p>

長岡委員	メタバースの取組については、市長の記者会見を見て、非常に良い取組だなと思っています。生徒が良い居場所だと思うためには、中期的な取組が必要だと思いますが、現状では、どのくらいの期間を計画しているのでしょうか。
学校教育課長	今年度の事業予算としては、3ヶ月の実証実験の金額となっています。現在、相談室にいる子どもたちにモニターになってもらい、実証を行います。来年度以降も、しっかりと予算を獲得して、継続していきたいと考えています。その有効性を説明できるような資料を実証期間で、十分に得たいと考えています。
田中委員	大型提示装置ですが、75インチでどのくらいの重さになるかわからないが、各教室を移動させるということであれば、教室の構造の問題やキャスターがなければ移動できないし、重さも相当なものになると思うが、誰がどのように安全に移動させるのか検討しておく必要があるのではないのでしょうか。また、改修が必要な場合も考えられるが、そのような点は計画的に進められているのでしょうか。
学校教育課長	<p>ご指摘の通りかなり大きなものとなりますので、キャスターを付けて安全を確保した段階で、フロアの中での移動は安全に出来るということが確認できています。</p> <p>先日、東京への出張で、教育の展示会に参加させていただいたが、事業者から大型提示装置が安全に移動できるという話も聞いてきました。</p> <p>少人数の学校では、小さい教室もあるので、中に入れるのは大変な場合もありますが、一般的な広さの教室であれば、安全に子どもたちが見ることができて、新たな工事も必要ありません。</p>
教育長	導入にあたっては、万が一にでも事故がないように、しっかりと周知をしたうえで、進めてまいりたいと思います。
教育長	<p>その他はないようですので、議案第2号は、原案のとおり可決することとしてよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
教育長	それでは、ご異議がございませんので、議案第2号は、原案のとおり可決することといたします。
	<p>●議案第3号 「令和6年度むつ市一般会計補正予算について」(総務課)</p>
教育長	次に、議案第3号、トイレ洋式化に係る「令和6年度むつ市一般会計補正予算について」、事務局からの説明を求めます。

総務課長	(説明)
教育長	ただいま、事務局より説明がありましたが、本件についてご質問などはありませんでしょうか。
納谷委員	今回は、小学校が4校で、中学校は3校ですが、順を追って毎年毎年、予算をいただいて改修というかたちになるのでしょうか。
総務課長	毎年、計画的に予算要求をしていますが、なかなか全部は予算化できないです。今後も予算要求して、取り組んでまいりたいと考えております。
教育長	その他はないようですので、議案第3号は、原案のとおり可決することとしてよろしいですか。
	(異議なし)
教育長	それでは、ご異議がございませんので、議案第3号は、原案のとおり可決することといたします。
教育長	次に、事務局からの報告事項となります。
	●報告第1号 「県指定文化財の所有者変更について」(生涯学習課)
教育長	報告第1号「県指定文化財の所有者変更について」、事務局からの報告を求めます。
生涯学習課長	(報告)
教育長	ただいま事務局より報告がありましたが、本件についてご質問などはありませんでしょうか。
	(なし)
教育長	ないようですので、本件については以上とさせていただきます。
	●報告第2号 「天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更(一時捕獲)終了報告について」(生涯学習課)
教育長	次に、報告第2号「天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更

	(一時捕獲) 終了報告について」事務局からの報告を求めます。
生涯学習課長	(一括で報告)
教育長	ただいま事務局より報告がありましたが、本件についてご質問などはありませんでしょうか。
	(なし)
教育長	ないようですので、本件については以上とさせていただきます。
	●その他
教育長	それでは次に、「その他」となりますが、まずは、委員の皆様から何かありませんでしょうか。
納谷委員	人から話を聞いたので、お尋ねしたい。医療的ケアの必要な子どもについて、学校に入学する際に、医療的なケアが必要な場合に、どの学校に入学ができるでしょうか。今は、学区がないので保護者がここで学ばせたいと希望もあると思いますが、受け入れる側の学校に決定権があるのか、受け入れるのか受け入れないのか、どのくらいの医療的ケアが必要なのか状況によるとと思いますが、お医者さんと学校と教育委員会と連携してやっていると思いますが、どこまで教育委員会がタッチしているのかをお伺いしたい。医療関係から聞いた話では、教育委員会の関わり方が、もう少し丁寧であって欲しいという話を聞きましたので、教育委員会でどこまで介入して、学校と保護者本人と医療関係がどのような形でやっているのかお伺いしたい。
総務課長	医療ケアの必要がある児童生徒については、教育委員会のみならず担当課や先生も入って話をするなどして、対応をしていくこととなります。教委総務課として、必要な物品の用意や生徒が望む学校に行けるような体制づくりをしていきますが、細かい部分については、状態に応じてケースバイケースでの対応となります。
学校教育課長	特別支援教育推進委員会があり、特別支援学級に在籍するかどうかを審議する場となっています。医療的ケアについても肢体不自由児が、特別支援教育推進委員会で児童生徒が入級可能か判断しますが、病気のみの場合には対象とならないことから、総務課が中心となって保護者とやりとりした上で、面談等をしながら、入学先や必要な物品等を検討していきます。その中では、市役所の関係課やむつ養護学校、県からアドバイスをいただきながら、進めていくのが一般的な流れとなります。
納谷委員	この学校に通わせていという希望があつて、この学校ではケアできないと学

<p>教育長</p>	<p>校が断るのか、教育委員会が断るのか分からないですが、そこで希望が叶わない場合に、次の学校でここだったら受け入れてもらえるというのは、保護者が違う学校に直接お願いに行くのか、教育委員会でこちらの学校なら受け入れ可能とアクションするのか、保護者が全部動かなければならないのでしょうか。</p> <p>一義的に義務教育なので、3月31日に6歳になっている子どもは、全員学校に入ることになっています。義務教育は、保護者が教育を受けさせる義務です。教育委員会としては、学齢簿を作って、6歳の子どもが全員、その子ども達に合って、一番能力が発揮できる学校に行けるようにというのが、行政の仕事になります。そして、両課長から説明があったように、長期入院や常時看護が必要な子どもに対して、特別支援学校がいいのか、通常の学校がいいのか、あくまで行政が判断します。その上で、保護者と相談して、その意向をくんで、義務教育学校に来るのであれば、特別支援教育推進委員会を開いて、そこで医者にも入っていただき、一番良い方法を決めます。あくまで就学指定なので、行政が指示をすることに制度上はなっています。実際には、判例にもなっていますが、保護者の意向が最優先とまでいかないですが、非常に大きなファクターとなっています。誰がどう決めても、保護者の方が強く望まれたら、それが叶うことが、今の日本ではスタンダードになっていると認識しています。もちろん、それがあってもなくても、私どもは、相談にあたっては、状況によってはここでしか指導は難しいと話して、一番良い結論になるように努力していきます。今の話は、そうした重度のお子さんではなくて、一定のケアは必要だけど、通常の子どもさんと学ぶことが期待されることだと思われませんが、特別支援教育推進委員会で話し合いをして、就学指定の通知を出す義務がありますので、この学校とこの種別の学級に入った方がいいと具申をしてもらい、最終的には、教育長が決めて通知をします。この地域でも10年くらい前から医ケアのお子さんが実際に入っていますし、最初は、医ケアの子どもを受け入れたいけれども、どうすればいいのかと。制度の矛盾もあるが、自分で吸痰できるし、自分でやっついし、親もやっついしが、医療行為なので、先生は一切触ってはいけません。出来るけれど、制度上、この学校で頑張っただけというのであれば、市内の看護施設と話をし、常時ではないけど、看護師さんに来ていただいて対応してもらおう。むつ市の場合は、幸いにも財政部局も議会も非常に寛容な対応をさせていただいており、予算をつけてもらって、人を派遣してもらって、その子どもが望む学校に行っています。これからは基本的にはそういう形になります。先程、仰っていただいたように行政が冷たいなと思われたと言うことであれば、我々の不徳のいたすところでは申し訳ないですが、今申し上げたとおりですので、こういう状況だったらここがいいよねと、それは望む学校ではないという指示かもしれませんが、丁寧に説明ができなかった故に、そうした感情を持たれたのかもしれませんが、そうした時には、何回でも我々のところに来てもらえれば、もちろん教育委員会で決めても、直接子どもを成長させるのは、学校なので、学校でもしっかりと分からなければならないので、一定の方向性が決まった場合には、学校と協議してくださいということになるので、その段階になるので、学校になるのかなということになりますが、決めるのはあく</p>
------------	--

	<p>まで、教育委員会になります。具体的には、学校側が一番良い対応ができるように我々は側面支援をする。実際の指導支援は学校に委ねることになるので、そういうことで、保護者の方にすれば、どこに行けばいいのかと思われるのかと、今の話を聞いて、反省をしましたが、これからもそういったことがないように丁寧にしていきたいと思いますし、唯一この場で、保護者の方にさせていただきたいことは、いつでもいいので、必ず誰かに聞いて欲しい、学校であれどこであれ、一番言いやすいのは学校だと思いますが、学校に伝えれば、学校は我々に、人を増やせとかこの器具が必要だとか来ますし、そのように誰かに話をさせていただければ、今のむつ市内の状況であれば、決して冷淡、不合理な対応ではなく、可能な範囲でしっかり最大限の対応はできると考えております。ただし、可能な範囲というのは、2人が別の学校にいて、常勤の看護師1人ずつという話が仮にあったとしても、看護師がそもそもいない状況では、厳しい状況です。そうした意味では、最大限の努力はしますけれども、100%のニーズに対応して、満足度を担保できる現状ではないということは、心苦しいですが、ぜひ、その方にも何かあったら相談してと話をさせていただければと思います。</p>
納谷委員	<p>ケアが必要なご家庭の方は、最初に教育委員会に話をしにければいいんですか。</p>
教育長	<p>在宅であるとか園に入っていれば違いますが、園であれば園長先生や担任の先生から話がありますし、在宅であれば市の担当部局が行きます。状況によっては我々が行くこともありますし、必ずアプローチがあります。それ以外でも、福祉が来たけれども教育委員会とも話をしてみたいということであれば、来ていただいても構わないですし、どこが窓口にならなければならないということはありません。</p>
納谷委員	<p>就学前の健診や一日入学などは、住む地区の学校に行って、受けたりすると思いますが、病院で医療的ケアが必要だという場合でも、とりあえず地区の学校に行くというかたちになるのでしょうか。</p>
教育長	<p>そこも我々の方で、就学児健診はこの学校だと指示をするので、それで通知をもらって、別の学校に行きたいということであれば、話し合いをして両方で受けってもらったり、希望どおりのことというのは、いくらでも相談に乗れる。まず、そこは3歳児健診と入学する前の年、この2回が大きな話し合いの機会になります。</p>
納谷委員	<p>私が話を聞いたのは、保護者の方ではなく、医療関係の方からでした。その方が第三者的に見ていて、すごく保護者の方も悩んで困っていて、医者もどうしてあげればいいのかと困っていたのを、その方が見ていて、そこに教育委員会が入ってきたが、医者と保護者の方は小さいときから見ているので、何とか良くしてあげたいという思いであったが、そこに教育委員会の方が、話に入ってきた時に、ちょっと壁があるように感じたので、もう少し、教育委員会で、この入学通知書とくるので、子どもたちが、どの子も学校に通えるというか、保護者の方も安</p>

	心して学校に通わせられるような、そういう状況を教育委員会の方にもやっていた だきたいと思います。よろしく願いいたします。
教育長	最大限努めたいと思います。
総務課長	元々、医ケアが必要なケースであれば、子育て支援課が入って、幼保の頃からケ ース会議を開いて、当然、小学校に入学前には教育委員会の担当も入って話をいく ので、なかなかそういったケースはないのかなど。学校規模や先生の人数によっ ては、受入はできない学校もありますが、単純に用具などで対応出来るのであれば、 予算措置していますので、教育委員会が入るのは、いきなりになります、市とし てなかなか突発的に出たものでなければ、小さいときから市役所が関わってきて いるケースがほとんどですので、いきなりといったことにはならないと思ってい ますが、突発的に入学が近くなって、出てきたケースなのかなど。
納谷委員	症状などをきちんと聞いたわけではないですが、そんなに重度ではないと。
総務課長	医ケアのケース会議に入っている医療機関であれば限定されますので、それ以外 の人から見ると現状が見えないというのは、あるかもしれません。
教育長	最終的に保護者の要望と我々の判断が異なることもあります。我々も子どもの成 長を第一に考えますので、希望はわかるけれども、この場で、こういう指導が一番 良いという結論を保護者に伝えることもありますので、そうしたことも含めて、そ ういった思いを持たれることもあるかもしれませんが、丁寧に説明をして、みんな が同じ事を考えて、同じ方を向いて行かないと子どもたちが幸せになれません ので、努めていきたいと思います。
教育長	その他に、委員の皆様からはないようですので、事務局からは何かありませんか。
教育部長	お集まりいただいておりますので報告します。 昨日、川内小学校で体調不良者が出まして、1年生1名がノロウイルスになりま した。関連していると推察され、6年生の姉が同様の症状になっています。別の学 年でも腹痛で休んだりと何名か体調不良者が出たということで、今日明日と、3学 年で、学年閉鎖をしております。最初の1名以外は原因不明ということで、給食の 疑いが持たれますが、川内中学校や脇野沢小中学校では、そういった事態にはな っていないので、給食は原因ではないということで、我々は考えています。最終的 には、原因は分からない状態ですが、万が一の事態を想定して学年閉鎖をしてい ます。
教育長	それでは最後に、事務局から次回の教育委員会会議の日程についてお知らせ願 います。

<p>総務課 主任主査</p> <p>教育長</p>	<p>(事務連絡)</p> <p>それでは、以上をもちまして「第766回むつ市教育委員会会議」を閉会いたします。</p>
<p>6 議決事項</p>	<p>議案第1号 …令和6年度むつ市一般会計補正予算について…原案のとおり可決 議案第2号 …令和6年度むつ市一般会計補正予算について…原案のとおり可決 議案第3号 …令和6年度むつ市一般会計補正予算について…原案のとおり可決</p>
<p>7 その他会議において必要と認めた事項</p>	<p>なし</p>
<p>8 会議録署名</p>	<p>上記の決議内容について明確にするため、むつ市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。</p> <p>令和 6年 6月28日</p> <p>教育委員会教育長 阿 部 謙 一</p> <p>会議録署名委員 納 谷 順 子</p> <p>会議録作成者 総務課長 畑 中 俊 彦</p>